

問 XI-1-①（変更の認定と変更の届出）

公益法人において、事業の内容の変更を行うときに、変更の認定を受けなければならない場合と、変更の届出を行わなければならない場合について、教えてください。

答

1 法人の活動は、法令及び定款の定める目的の範囲内である必要があります。また、公益法人の場合は、これに加えて、公益法人認定法の定める公益認定基準を充たしたものである必要があります（公益認定基準の何れかに適合しなくなった場合は、公益認定を取り消される場合があります）。

2 公益法人は、事業の種類や内容に変更が生じた場合であっても、公益認定基準を充たしている必要があります、この点を確認するため、変更認定及び変更届出の手続があります。

公益法人の事業の内容の変更に関し、公益法人認定法及び公益法人認定法施行規則は、以下のとおり規定しています。

変更認定を要する場合 （公益法人認定法第 11 条第 1 項第 2 号・第 3 号）	・公益目的事業の種類 ^{（注1）} 又は内容の変更（軽微な変更を除く） ・収益事業等の内容の変更（軽微な変更を除く）
変更届出で済む場合 （公益法人認定法第 13 条第 1 項第 2 号、公益法人認定法施行規則第 7 条第 3 号）	・公益目的事業又は収益事業等の内容の変更で、認定を受けた申請書 ^{（注2）} の記載事項の変更を伴わないもの

（注1）公益目的事業の種類とは、公益法人認定法別表で該当する号のことをいいます。この該当する号が変わる場合は、変更認定を受ける必要があります。

（注2）移行認定申請書（整備法施行規則様式第 1 号）及び変更認定申請書（公益法人認定法施行規則様式第 2 号）を含みます。

3 公益認定は、認定申請書の記載内容を前提として受けています。申請書の記載事項の変更を伴わない場合は、認定基準適合性に変わりがないと考えられることから、変更届出で済むことと整理されています。

4 このような制度趣旨を踏まえると、事業の日程や財務数値など毎年度変動することが一般的に想定されるような事項の変更については、「公益目的事業の種類又は内容の変更」及び「収益事業等の内容の変更」には当たらず、変

更の認定及び変更の届出を行う必要はありません。

また、公益目的事業の内容の変更の場合において、事業の公益性についての判断が明らかに変わらず、申請書に参考情報として記載されているに過ぎない事項の変更と考えられる場合は、申請書の記載事項の変更を伴わないものとして、変更の届出を行うこととなります。

- 5 なお、事業の公益性についての判断に影響があるか否かは、具体的な事業内容によって異なるので、一律の基準を設定することは困難です。しかし、ある事業が公益目的事業に該当するか否かの判断は「公益目的事業のチェックポイント」を踏まえつつ判断することとされていますので、事業の公益性についての判断に影響があるか否かについても、チェックポイントが参考になります。

例えば、チェックポイントの事業区分を異にする事業を追加（注）する場合や、チェックポイント区分は同じであっても、チェックポイントにおける説明が異なる事業を追加する場合は、改めてチェックポイントに沿って公益性の判断を行う必要があることから、変更認定が必要となります。逆に、事業の追加や内容の変更により、受益の対象や規模が拡大したとしても、チェックポイントの事業区分が変わらず、チェックポイントに沿った説明に実質的な変更がないような場合には、届出で済む可能性があります。

（注）「事業の追加」とは、既存事業に一部追加する場合と新規の事業として立ち上げる場合との両方を含みます。以下同じ。

- 6 収益事業等の内容の変更の場合は、事業の公益性の確認は不要ですが、公益目的事業の実施に支障を及ぼすおそれがないかなど認定基準の適合性を確認する必要があります。

例えば、新たに事業を追加する場合には、公益目的事業の実施（公益法人認定法第5条第7号）への影響等を確認する必要があります。また、縮小・廃止の場合には、経理的基礎（同条第2号）に影響することが考えられます。公益目的事業比率（同条第8号及び第15条）等を判断するために、特に必要と考えられて収益事業等の規模が申請書に記載されている場合には、当該記載内容の変更に伴う規模の変更等について確認する必要がありますので、このような場合にも変更認定が必要となります。

なお、収益事業等の内容の変更の場合において、認定基準への適合性についての判断が変わることが想定されず、申請書に参考情報として記載されているに過ぎない事項の変更と考えられる場合には、申請書の記載事項の変更を伴わ

ないものとして、変更の届出をすることとなります。

7 事業の内容を変更しようとする場合に、変更の認定を受けるべきか、変更の届出を行うべきかなど、なお判断に迷う場合は、事前に行政庁にご相談ください。

【公益目的事業の変更等に関して変更認定を必要とする典型例】

以下の場合、基本的に変更認定が必要となります。なお、これらの場合以外であっても、申請書の記載内容等に照らして公益性についての判断に影響がある場合には、変更認定が必要となります。

公益目的事業の統合・再編	<ul style="list-style-type: none">・ 事業(事業番号)の統合(公1～公3を公1に統合)・ 事業(事業番号)の再編(公1～公3を公1・公2に再編、公2の事業の一部を公1に組替えなど) ※収益事業等とされている事業を公益目的事業とし、又は公益目的事業とされている事業を収益事業等と整理しなおす場合も、変更認定が必要です。
公益目的事業の変更	<ul style="list-style-type: none">・ 申請書別紙2の「〔3〕事業の公益性について」の記載内容(公益法人認定法別表に該当する理由、チェックポイントに該当する旨の説明等)を変更する場合
公益目的事業の追加	<ul style="list-style-type: none">・ 新たに事業番号を付して事業の追加を行う場合(従前の公1に加え、公2を追加する場合)・ 事業番号の追加は伴わないがチェックポイントの事業区分が異なる事業を新たに追加する場合(公1の事業として、従来の「検査検定」事業に加え、新たに「講座、セミナー、育成」の事業を追加する場合など)・ 申請書別紙2の「〔3〕事業の公益性について」の記載内容(公益法人認定法別表に該当する理由の説明、チェックポイントに該当する旨の説明等)が異なる事業を追加する場合・ 定款の目的・事業を変更して事業を追加する場合
公益目的事業の廃止	<ul style="list-style-type: none">・ 事業の廃止により、事業番号が削減される場合(従前の公3を廃止する場合など)